

答申書  
(答申第343号)  
令和3年12月22日

北海道情報公開条例第14条第2項ただし書による開示等の決定期間の延長に係る意見聴取について(答申)

北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号)第14条第2項ただし書の規定により、令和3年(2021年)12月8日付け障福第2809号で諮問のありましたこのことについて、審議の結果、諮問の内容は概ね適当なものであると認めます。

記

実施機関	北海道知事
事務担当課	保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課
公文書開示請求に係る対象公文書の内容	障がい者保健福祉課精神医療担当課長の決裁関与供覧した精神保健医療係関連の2年分の文書、メモ帳及びノート類、予定表2年分
公文書開示決定を延長する期間	開示請求のあった日の翌日から起算して3年
延長理由	開示請求に係る公文書が著しく大量であり、開示・非開示の判断及び複写の作成に時間を要するため。